

改正後	改正前
個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】 損益の通算の計算書の書き方 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「⑧通算後」の「譲渡」の各欄 「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・ 「④差引金額」が赤字と黒字の場合… 「④差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「⑩譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「⑧通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「⑧通算後」の金額から「③特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「⑧第1次通算後」の各欄 イ 「④通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合… 「④通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合… Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「④通算前」のAが黒字でBが赤字の場合… Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「③第2次通算後」の各欄 イ 「⑧第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合… 「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑧第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合… A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「⑧第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合… Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「⑩第3次通算後」の各欄 イ 「③第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合… A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合… A、B、C、Dの金額は、「③第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「⑤所得金額」の各欄 イ 「⑩第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合… 「⑤所得金額」の⑬には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑩第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合… 「⑤所得金額」に「⑩第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ii i 以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑬の金額を「収入金額等」欄の③に、⑬と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の②及び「所得金額」欄の⑨ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑪と⑬と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・ 「所得金額」欄の⑬及び⑭ ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑮に、⑮の金額を「所得金額」欄の⑮にそれぞれ転記します。	個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】 損益の通算の計算書の書き方 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「⑧通算後」の「譲渡」の各欄 「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・ 「④差引金額」が赤字と黒字の場合… 「④差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「⑩譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「⑧通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「⑧通算後」の金額から「③特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「⑧第1次通算後」の各欄 イ 「④通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合… 「④通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合… Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「④通算前」のAが黒字でBが赤字の場合… Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「③第2次通算後」の各欄 イ 「⑧第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合… 「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑧第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合… A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「⑧第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合… Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「⑩第3次通算後」の各欄 イ 「③第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合… A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合… A、B、C、Dの金額は、「③第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「⑤所得金額」の各欄 イ 「⑩第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合… 「⑤所得金額」の⑬には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑩第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合… 「⑤所得金額」に「⑩第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ii i 以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑬の金額を「収入金額等」欄の③に、⑬と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の②及び「所得金額」欄の⑨ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑪と⑬と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・ 「所得金額」欄の⑬及び⑭ ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑮に、⑮の金額を「所得金額」欄の⑮にそれぞれ転記します。